

八女市

の環境

令和6年度

八女市 市民部 環境課 令和8年3月発行

SUSTAINABLE DEVELOPMENT  GOALS

「八女市の環境」について

「八女市の環境」は、環境担当部署の年次報告書を兼ねた、八女市の環境白書です。市の環境特性や環境保全の取り組みを、市内外の方々に広く知っていただくことを目的として、平成7年から毎年作成しています。

昭和29年 八女市制施行

平成7年 八女市の環境（平成6年度版）発行

平成18年 八女市と八女郡上陽町が合併

平成22年 八女市が黒木町・立花町・矢部村・星野村と合併

令和2年 八女市合併10周年を迎える

令和6年 八女市市制70周年・合併15周年を迎える

目次

総論

第 1 章	環境行政の概要	1
-------	---------	---

第 2 章	大気汚染の防止 大気汚染防止法、ダイオキシン濃度調査結果	6
-------	---------------------------------	---

第 3 章	水環境の保全 下水道／浄化槽普及状況、水質検査の概要	11
-------	-------------------------------	----

第 4 章	騒音・振動・悪臭対策 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に係る業務	19
-------	--------------------------------------	----

第 5 章	廃棄物処理・ごみ 廃棄物処理法、ごみの収集／処分方法、減量化の取り組み	22
-------	--	----

第 6 章	廃棄物処理・し尿 し尿（浄化槽汚泥）の収集／処分方法、処理実績	34
-------	------------------------------------	----

第 7 章	災害／産業廃棄物 災害廃棄物処理、産業廃棄物最終処分場の監視業務	39
-------	-------------------------------------	----

第 8 章	地球温暖化対策 地球温暖化に係る国内外の動向、排出量データ	45
-------	----------------------------------	----

第 9 章	その他環境衛生業務 PCB 監視、狂犬病予防法、墓地埋葬法に係る業務	52
-------	---------------------------------------	----

各論

第 10 章	八女市環境年表 これまでの八女市及び国内外の動向をまとめた年表	58
--------	------------------------------------	----

第 11 章	参考資料 環境基準に係る詳細な資料、調査結果データを掲載	67
--------	---------------------------------	----

資料

第1章 環境行政の概要

はじめに

環境に関する課題は、時代に応じてその形を変え、拡大してきました。

戦後から1970年代は工場等を原因とする公害問題。1980年代には自動車排気ガス等の都市生活型公害。そして1990年代からは、地球温暖化をはじめとする世界規模の環境問題と、年を追うにつれ、環境問題は複雑化・大規模化しています。

第1章では、それらの環境の課題に対処し、環境を保全するため、八女市がどのような組織を整えているのか、どのような計画を立てて事業を推進しているのかを示します。



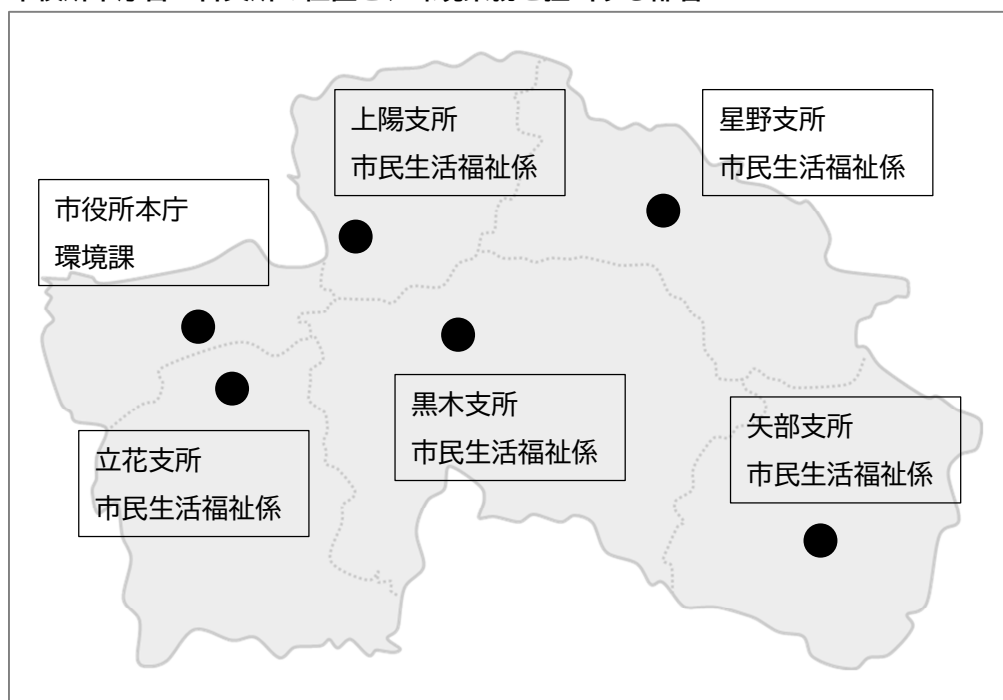
環境に関する市役所の組織

平成の大合併を経て、1市（八女市）3町（黒木町、立花町、上陽町）2村（矢部村、星野村）が合併し、現在の八女市となりました。

福岡県内で2番目の面積（482.44km²）の大きさである市域をカバーするため、旧八女市に市役所の本庁、各旧町村に市役所の支所を設け、公共サービスを提供しています。

環境に関する公共サービスは、ごみの処理、公害対策、特定外来生物への対処など多種多様であり、市役所本庁舎にある「環境課」を中心として、各支所の担当部署と連携し、日々の業務にあたっています。

市役所本庁舎・各支所の位置と、環境業務を担当する部署



環境担当部署が担当する事務 出典：八女市行政組織規則

生活環境に関すること
ごみ処理／リサイクル／し尿処理／墓地及び納骨堂／狂犬病予防法／動物の飼養／生活環境の苦情処理／ごみ収集運搬業務の民間委託／その他
環境保全に関すること
環境基本計画／公害防止対策／地球温暖化対策／環境啓発活動／公害の苦情処理／環境政策／ごみ処理施設、し尿処理施設及び斎場その他環境施設の維持管理／再生可能エネルギー及びバイオマス／その他
現場の業務に関すること
可燃ごみ及び資源ごみの収集／散乱ごみ対策／その他

軸となる計画は「八女市環境基本計画」

八女市の最上位計画は、「八女市総合計画」です。

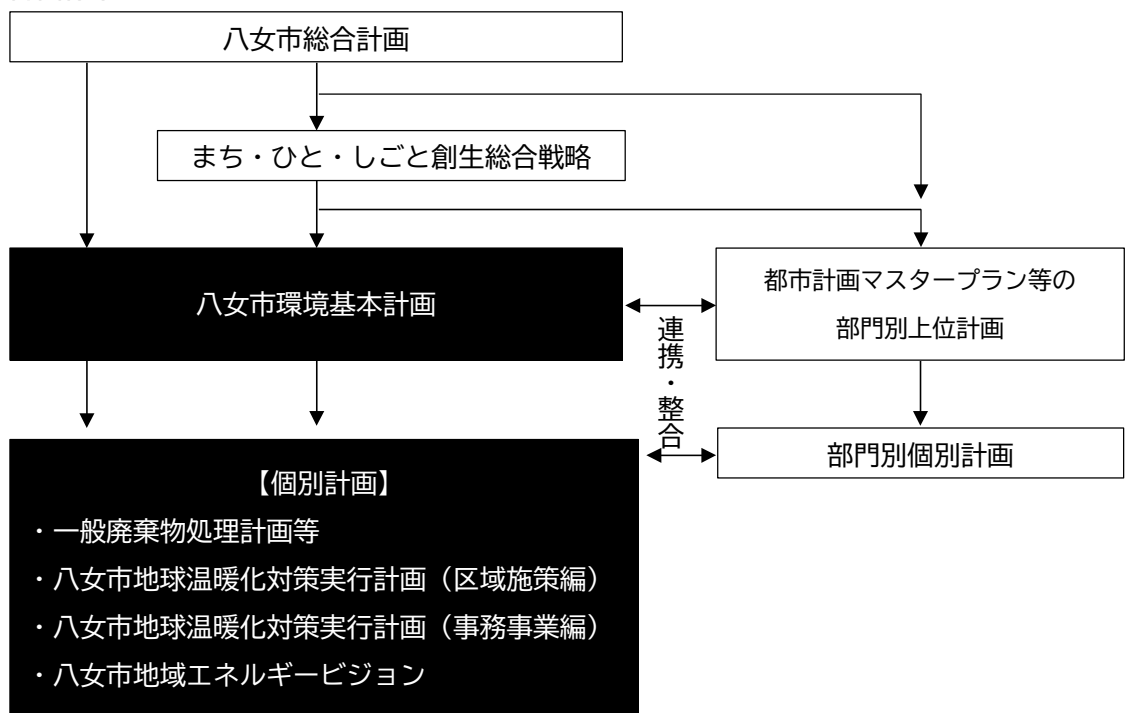
この計画は、市政運営の基本方針を定める計画であり、八女市の目指す将来像を「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女」としています。

環境分野においては、計画中の基本政策3、「美しいふるさとづくり」に基本目標等を定めています。

その総合計画の目指す将来像を、環境面から実現するために策定しているのが、「八女市環境基本計画」です。

環境行政においては、八女市環境基本計画を軸として、ごみ、地球温暖化対策など、環境の中の各分野に応じて計画を策定しています。

計画体系



八女市環境総合計画（計画期間：平成 16～25 年度）

平成 14 年 8 月、公募市民 30 名で「八女市環境総合計画ワーキングチーム」を立ち上げ、重点課題の洗い出しなどを実施。また、2,000 世帯を対象としたアンケート調査や、平成 12 年に実施した八女市自然環境調査の結果報告に基づき計画を策定しました。

八女市環境基本計画（計画期間：平成 29～令和 8 年度）

市民 1,000 人、事業所 200 件に対して、前計画に定めていた 136 施策を中心に 21 項目に調査項目を集約し、満足度と重要度調査を実施。また、基本計画の確実な推進を図るため、「八女市環境審議会規則」を制定した。（詳細次ページ）

環境分野の諮問機関「八女市環境審議会」

八女市環境審議会とは、市長の諮問に応じて、八女市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議し、その結果を市長に答申する機関です。

具体的には、八女市環境基本計画の策定・改定・進捗管理に関することや、その他環境分野における計画の立案等についての協議をおこないます。

令和5年度は、八女市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について諮問がおこなわれ、令和6年度に策定しました。

審議にあたっては、多面的な視点や、専門的な知識が必要なことから、以下に掲げる者のうちから市長が委嘱をおこない、15人以内の委員で構成することとしています。

なお、委員の任期は2年です。

八女市環境審議会の構成委員

八女市議会委員	: 3人以内
八女市内の公共的団体等の代表者	: 8人以内
学識経験を有する者	: 2人以内
その他市長が必要と認める者	: 2人以内



市民でつくる組織「八女市環境衛生協議会」

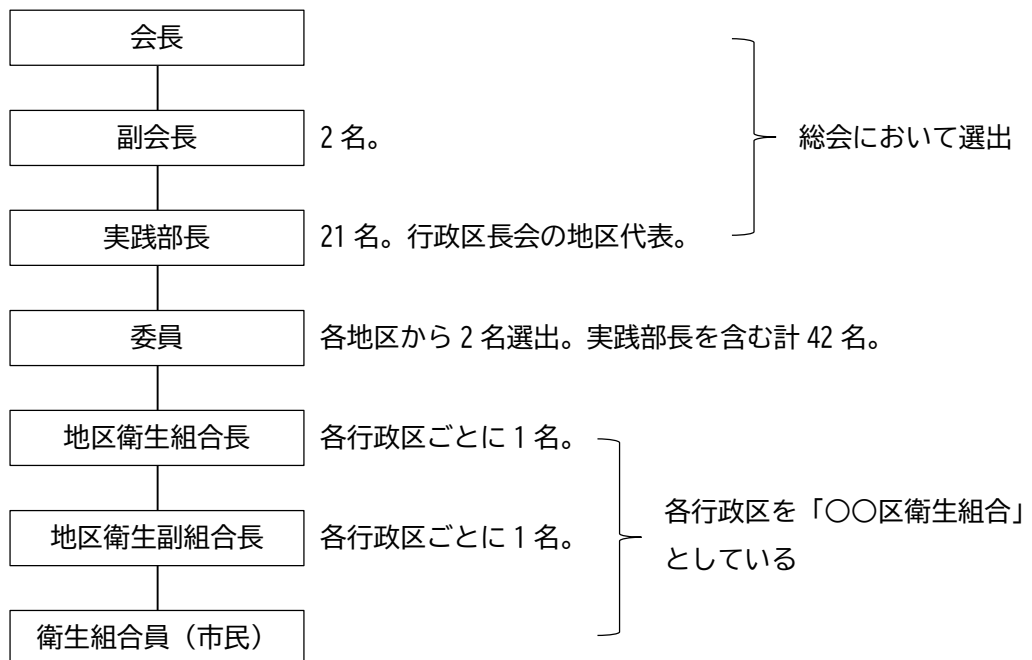
八女市環境衛生協議会は、主に行政区長を中心とした組織です。

この協議会は、『環境衛生思想の普及啓発を図り、地区衛生組合の連絡協調に努め、市民の文化的で健康的な生活環境の保全に寄与すること』を目的としています。

具体的な活動内容としては、ごみのポイ捨て防止イベントの開催、環境機器や啓発看板の貸出し・啓発チラシ等の配布を通じた啓蒙活動、ごみ置場の設置及び改築にかかる一部費用や生ごみ処理機の購入に対する補助金の交付など多種多様な環境衛生活動を実施しています。

そして、環境課及び各支所が環境衛生協議会の事務局となっています。

八女市環境衛生協議会の組織図



次章以降、環境の各分野における取り組みを紹介します。

第2章

大気汚染の防止

大気汚染とは何か

自動車の排気ガスや、工場の煙などにより空気が汚れることを「大気汚染」と呼びます。

大気汚染防止のための基本となる法令は、昭和43年に成立した「大気汚染防止法」です。

それ以前に、公害対策基本法によって、大気の「環境基準※」が定められています。※人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

そして、この「環境基準」を達成するため、様々な規制を可能にするため作られたのが、大気汚染防止法となります。（例えば工場の一時的停止措置など）

上記の他にも、平成11年に公布されたダイオキシン類対策特別措置法等があります。

また、PM2.5による深刻な大気汚染の発生等、大気汚染につながりかねない原因は数多くあり、大気汚染防止法も適宜改正がおこなわれています。

大気汚染防止法に基づく規制の多くは都道府県知事が実施していますが、市においても様々な対策をおこなっています。



ダイオキシン類に対する対策

ごみの焼却等に伴い発生するダイオキシン類による大気汚染を未然に防止するため、平成11年に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」第27条第2項に基づき、平成12年度から毎年、大気と土壌のダイオキシン濃度測定を実施しています。

濃度測定を実施する場所については、数年に1度、福岡県と協議したうえで決定し、学校等の人が密集する場所を中心として選定しています。

また、結果については、福岡県と採取場所の管理者に報告しています。今年度の測定結果は以下のとおりです。

■ダイオキシン類測定結果

項目	採取日	採取場所	分析結果	環境基準
大気	R6.10.1~10.2	星野小学校	0.0050	0.6以下
土壌	R6.10.1	星野小学校運動場	0.27	1.000以下

大気の単位：pg-TEQ/m³、土壌の単位：pg-TEQ/g-dry

参考：ダイオキシンと、ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシンの特徴としては、以下のようなことが挙げられます。

- ・モノの燃焼の過程等で非意図的に生成されてしまう物質。
- ・主な発生源はごみの焼却だが、火山活動等でも発生し、環境中に広く分布。
- ・通常の生活の中で摂取する量では急性中毒は生じない。
- ・単位の「pg」は「ピコグラム」を意味し、1pg=1兆分の1gとなる。

ダイオキシン類特別措置法

第二十七条 都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の協議の結果に基づき調査測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

「ごみの野外焼却」に関する対策

市役所に寄せられる相談で多いのが、「ごみを野外で焼却しており、その煙で困っている」というものです。

ごみの野外焼却に関しては、平成12年10月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、廃棄物の野外焼却が禁止されました。

しかし、現在でも野外焼却に関する相談は多いため、ごみの適切な処分について、広報八女に啓発記事を掲載する等して情報周知を図っています。

また、農業用として利用される廃ビニールの野外焼却を防止し、適正処理を推進するため、JAふくおか八女、同各生産部会や資材販売店、八女市役所の農業担当部署などで構成する、各地区の「農業用廃ビニール適正処理推進協議会」において、年に数回、農業用廃ビニールの回収を実施しています。

同協議会の廃ビニール回収実績は以下のとおりです。

■令和6年度の農業用廃ビニールの回収実績

	旧八女	黒木	立花	上陽	矢部	星野	合計
持込み戸数(戸)	771	558	211	59	43	32	1,674
回収量(トン)	127,078	100,778	86,865	9,466	6,483	5,329	335,999

情報提供：農業振興課農業園芸・輸出戦略係

参考：廃棄物の野外焼却の禁止について

禁止している条項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十六条の二
罰則
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方。 法人の場合は3億円以下の罰金。
禁止の例外
ただし、公益上または社会の慣習上やむを得ないもの、影響が軽微なものに限る。 ・国や地方公共団体が施設の管理をおこなうもの(河川敷や道路の草焼きなど) ・災害の予防または復旧のため必要なもの(火災予備訓練など) ・風俗習慣上または宗教上の行事に必要なもの(しめ縄や門松など) ・農林業等を営む上でやむを得ないもの(焼き畑など) ・日常生活を営む上でおこなわれる軽微なもの(落ち葉焚きなど)

福岡県が実施している大気の常時監視

福岡県では、県内の大気汚染の状況を把握するため、県内の常時監視測定局において、自動連続測定機による大気の常時監視を行っています。

測定局は、一般環境大気測定局と、自動車排出ガス測定局の2種類があり、県内18市町に計55機設置されています。(福岡県ウェブサイトより)

八女市においては、平成27年2月、立花総合保健福祉センターかがやきの敷地内に一般環境大気測定局「八女局」が設置されました。

測定結果については、福岡県が毎年度発行している福岡県環境白書をご覧ください。福岡県環境白書は例年、福岡県のウェブサイトに掲載されます。

また、大気中に浮遊する粒子状の物質であり、健康への影響が懸念されているPM2.5については、濃度の平均値が超える場合、福岡県が「PM2.5に関する注意喚起」を実施しています。

また、八女市においても、平成25年度からFM八女を利用した情報提供をおこなっています。



立花総合保健福祉センターかがやき敷地内にある一般環境大気測定局

「公害国会」の意義

昭和45年11月末に開かれた第64回国会（臨時会）。

公害関係法制の抜本的整備を図ることに目的が置かれたこの国会では、政府（当時は佐藤栄作首相）提出の公害関係14法案がすべて可決・成立しました。

本章で説明した大気汚染防止法についても、一部改正がおこなわれています。

そのようなことから、この国会は「公害国会」と呼ばれます。学校で習った覚えがある方も多いのではないのでしょうか。

では、この公害国会において何が変わったのか。まとめると、以下5点が大きな改正点となります。

1 「調和条項」の削除

制定された当初の公害対策基本法では、「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにするものとする」と定めていた。これは、当時厳しい国際競争に直面していた産業界の情勢を踏まえたもので、「調和条項」と呼ぶ。

しかし、ともすれば「環境よりも経済成長を優先する」と誤解されてしまうことから、公害国会において削除。

2 規制の強化

大気汚染について、指定地域制を改め、全国を規制対象地域とするなど規制が強化。

3 自然環境保護の強化

公害対策基本法において、自然環境の保護に関する政府の責務が明らかにされた。

4 事業者責任の明確化

公害防止事業費事業者負担法により、公害防止に係る事業者の費用負担義務が明確に。

5 地方公共団体の権限強化

国の設定する全国一律の規制に加え、地方公共団体に上乘せ規制をおこなう権限があることを明記した。

第3章 水環境の保全

水環境の保全に関する取り組みの全体像

八女市は一級河川である矢部川をはじめ、大小様々な河川や、あまたの農業用水路が市内を走っており、豊富な水資源に恵まれています。

清らかな水環境を保全することは、良好な生活環境の維持に必要なだけでなく、生態系の保全や、農業をはじめとした産業においてもきわめて重要です。

この章では、以下の流れに沿って水環境への取り組みを記載します。

1 生活排水対策

家庭からの汚水がそのまま排水されるのを防ぐため、下水道の敷設や浄化槽の設置補助等についての取り組みを報告します。

2 工場排水対策

工場排水に対しての基本的な法律は「水質汚濁防止法」で、指導・監督の権限は都道府県知事が有しています。ここでは、八女市の取り組みを説明します。

3 水質検査

八女市では、水環境をモニタリングするため、毎年水質検査を実施しています。その調査の概要等を記載します。

4 その他の取り組みを記載します。



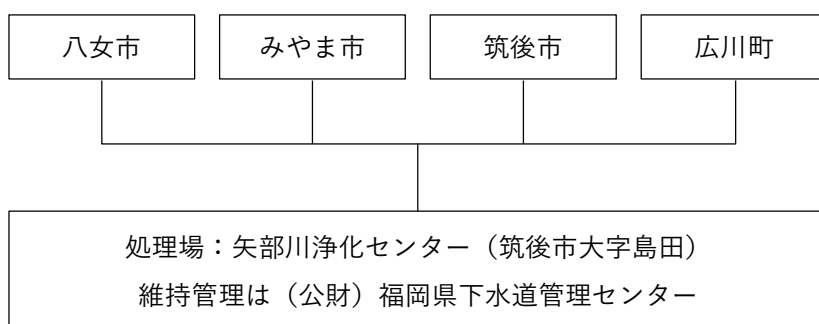
下水道の敷設とその利用状況

汚染物質が河川に排水されることを防ぐため、八女市上下水道局が、下水道の敷設、浄化槽設置に対する補助を実施しています。

八女市は、矢部川流域下水道及び公共下水道の整備を進めています。

流域下水道とは、特に水質保全が必要である水域一帯を対象として、2つ以上の市町村の区域から発生する下水を排除し、処理場を有する下水道です。矢部川流域下水道の全体像は以下のとおりとなります。なお、ポンプ場、処理場などの建設及び管理は福岡県が行っています。

矢部川流域下水道の全体図 注：いずれも市町全域ではなく、その一部が供用区域。



矢部川流域下水道は、平成9年に全体計画がスタートし、平成18年から供用開始されました。

計画にて、八女市のうち一部（旧八女市地区の一部）が下水道供用区域と定められ、整備を進めています。

また、下水道を利用できる地域に住む住民は、下水道法又は建築基準法の規定により下水道への接続が義務づけられています。八女市では、下水道への接続に伴う水洗便所等の改造資金について助成をおこない、下水道の普及促進を図っています。

■令和6年度末 下水道供給開始状況

対象件数（件）	5,891
接続件数（件）	4,488
接続率	76.2%

データ出典：上下水道局

また、矢部川流域下水道とは別に、黒木町地区において農業集落排水事業を実施しています。この事業は、農業用用水の水質汚濁を防止することを目的としたもので、平成8年度から3処理区（黒木町神露淵地区、田代地区、弓掛地区）を対象に開始しました。

浄化槽の普及促進

浄化槽とは、生活で出た汚水を微生物の作用により浄化し、きれいな水にして放流する設備のことです。

浄化槽の基本となる法律である「浄化槽法」では、下水道、又はし尿処理施設で処理した場合を除き、浄化槽で処理したあとでなければ、し尿を公共用水域（河川等、公共の水域や水路のこと）に放流してはならないと定めています。

浄化槽には、大別して以下の2種類が存在します。

浄化槽の種別

単独処理浄化槽	水洗トイレからの汚水だけを処理する浄化槽。 平成12年に浄化槽法が改正され、新設が原則禁止された。 また、単独処理浄化槽の使用者には、合併処理浄化槽への転換等の努力義務が課された。
合併処理浄化槽	水洗トイレからの汚水に加え、台所、お風呂、洗濯などから出る排水も処理する浄化槽。単独処理浄化槽よりも高い処理能力を持つ。

上下水道局では、下水道が利用できる区域以外に住む方を対象に、浄化槽整備事業補助金を交付しています。設置された浄化槽の詳細については、第11章参考資料をご確認ください。

また、浄化槽の適切な利用に欠かせない定期的な保守点検についても、広報紙等を利用して市民に広く呼び掛けています。

■令和6年度に補助制度を利用し設置された浄化槽と、除去した汚濁物質

設置件数（基）	169	データ出典：上下水道局
除去した汚濁物質（kg）	9,548	

・汚濁物質は以下の計算式にて算出。

汚濁物質（kg）＝汚濁物質（43g）×浄化槽の汚物除去率（90%）×平均家族人数（4人）×年間日数（365日）×補助事業設置件数（233）

工場からの排水対策

昭和40年代頃から、工場を原因とした環境問題が注目されるようになりました。イタイタイ病、水俣病などの公害が明らかになり、昭和45年にはいわゆる「公害国会」が開催。法制度が急ピッチで整備されていきます。

八女市においても、昭和40年代後半に実施した河川底質調査において、複数箇所から基準値を大幅に超える汚染物質が検出されるなど、水質汚濁が確認されました。

そこで八女市は、市内の民間企業と公害防止協定を結び、工場の排水や排気に関する独自の基準値を定めてきました。最初に公害防止協定を結んだのは昭和50年。現在では14の事業所と協定をかわしています。

また、市内の製紙工場（3社3工場）については、抜き打ちの立ち入り水質検査を毎年実施しています。今年度の検査結果は以下のとおりです。

■令和6年度 製紙工場の排水検査結果

	検査項目	検査月					平均
		5月	9月	10月	12月	2月	
A工場	pH	6.8	7.3	7.5	7.3	7.4	7.2
	BOD	32	21	38	33	12	27.2
	SS	28	27	16	38	14	24.6
B工場	pH	6.8	6.9	6.9	7.3	7.0	6.9
	BOD	5.2	20	14	3	1.9	8.8
	SS	10	22	10	2	8	10.4
C工場	pH	—	—	—	—	—	—
	BOD	—	—	—	—	—	—
	SS	—	—	—	—	—	—

- ・「—」は、休止中で工場からの排水が無く、検査不能であったことを示す。
- ・公害防止協定基準は以下のとおり。協定に基づき、国基準よりも厳しく設定。
 - pH（水素イオン濃度）……………6.0～8.0以内
 - BOD（生物化学的酸素要求量）…120mg/ℓ以下
 - SS（浮遊物質）……………70mg/ℓ以下

定期的な水質検査の実施

八女市は、福岡県が定めた「公共用水域測定計画」という計画に基づき、2つの定期的な水質検査を実施しています。

なお、詳細な調査結果は第11章参考資料をご覧ください。

1. 公共用水域の水質監視：

河川の水質状況を把握するため、市内39箇所を毎年調査しています。

測定箇所、測定時期については以下のとおりです。

なお、年4回以上測定をおこなった箇所については、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき、福岡県が公表しています。

■令和6年度 公共用水域水質監視実施概要

地区名	水域名	調査箇所数	測定時期
旧八女市地区	花宗川 山の井川 中の井川	12	偶数月
黒木地区	剣持川 笠原川 田代川 矢部川 中原川	5	8月 2月
立花地区	辺春川 大倉谷川 白木川 柳川用水 遠久谷川 鳴竹川	10	
上陽地区	星野川 横山川 下横山川 広川	6	
矢部地区	矢部川 御側川 縦鶴川 柏木川	4	
星野地区	星野川	2	

2. 地下水調査：

地下水汚染を防止するため、毎年実施しています。公共用水域の水質監視とは異なり、採水場所を変えながら、28箇所の井戸水を調査しています。

今年度の調査結果などについては以下の通りです。調査項目については、51項目、あるいは消毒副生成物※の11項目を除く40項目の分析をおこないました。

※塩素消毒等によって非意図的に生成される物質のうち、人体他に対して有害と考えられる性質を有する化学物質。

なお、以下の分析項目に挙げている物質については、環境中に広く分布するものも多く、井戸の深さも関係することがあります。基準値を超えている＝人体に大きな悪影響が及ぶ、というわけではありませんので、ご注意ください。

■令和6年度 地下水調査箇所数

旧八女	黒木	立花	上陽	矢部	星野	合計
10	5	7	2	1	3	28

■今年度の地下水調査において、基準を超えた分析項目の数

分析項目	箇所数
一般細菌	4
大腸菌	2
ヒ素及びその化合物	5
フッ素及びその化合物	1
鉄及びその化合物	1
マンガン及びその化合物	4
臭気	1
色度	1

調査の結果、基準を超える物質が検出された場合には、調査対象区の行政区長や井戸の所有者に文書で報告し、必要に応じて指導し対応を図っています。

また、より安全な飲料水を利用できるようにするため、八女市上下水道局が、飲料水改善事業補助金を実施しています。

参考：地下水調査の経過

平成 7～12、13～18 年度
全域を 70 区画に分割して、各 6 年間で公共施設や公民館の井戸水を調査。
平成 19～25 年度
合併後の第 3 期調査を実施。市内全域を 84 区画に分割し調査。
平成 26 年度以降
八女市全域を 7 年間で一巡できる調査計画に変更。

なお、市民の方から「個別に地下水検査をしたい」との相談が寄せられた場合は、民間検査機関を紹介しています。

その他、清掃活動や河川への油流出に係る取り組み

河川清掃活動の実施：

八女市環境衛生協議会が主催するイベント。毎年運動月間を設け、地元の方々に河川掃除をおこなっています。今年度の実施概要は以下のとおりです。

■令和 6 年度 河川清掃活動の結果

河川清掃運動月間				実施行政区数 (区)	参加人数 (人)
旧八女	上陽	立花	黒木		
3 月	4～11 月	6～7 月	7～3 月	計 140	計 9,486

出典：八女市環境衛生協議会総会資料

家庭系食用廃油の回収：

河川が汚れる原因の一つである、食用廃油の排水を抑制し、リサイクルを推進するため、第 4 日曜日の資源ごみ拠点回収等で食用廃油を回収しています。

回収後は市外の業者へ受け渡し、処理後、家畜の飼料や燃料として再利用されません。令和 6 年度は約 6 7 0 リットルの廃油を収集しました。

油流出事故の対応：

農業用重油タンクの油漏れ、車両事故、家庭／事業所からの不適切な排水等、その原因は様々ですが、例年、数件の油の河川流出が発生します。

流出が発生した場合は、福岡県南筑後保健福祉環境事務所、消防署、J A、漁業組合、下流に位置する他自治体などと速やかに連携し、対応します。

また、応急措置として、河川に設置するオイルフェンスや油吸着マットを備蓄する等、事故発生時迅速に動けるように体制の強化を図っています。

令和 6 年度には、重油や廃油等の河川流出事故が 3 件発生しました。

水質汚濁と酸素の量

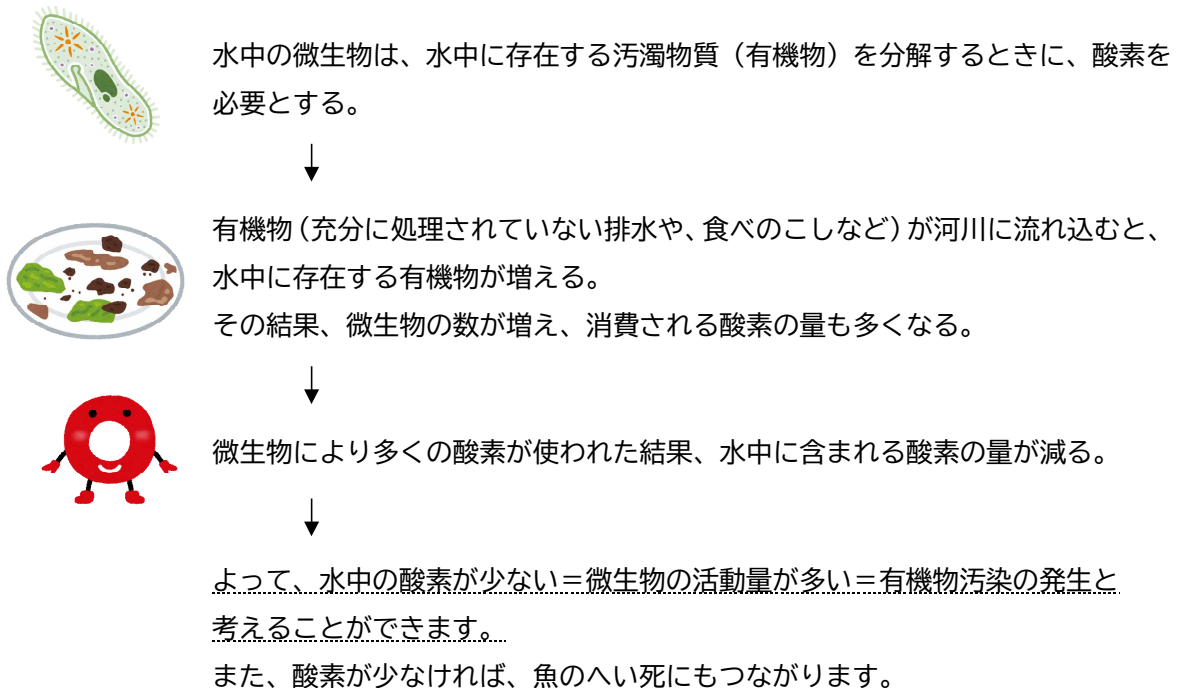
「川に魚が大量に死んでいる」「川がひどく汚れている」

このような相談が寄せられたときは、職員が現場に出向き、必要に応じて保健所（福岡県の機関）に水質検査を依頼しています。

その水質検査の際、水質汚濁の重要な指標となるのが、「BOD」です。

BODは、「生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量」を示す指標です。

なぜ水中の酸素の量を調べると、汚濁の度合いが分かるのか。その理由は以下のとおりです。



なお、有機物汚染ではなく、自然現象として水中の酸素が減少するケースも多くあります。

例えば、例年梅雨明けごろ、気温が急激に上昇する時期に「川に魚が大量に死んでいる」との相談が多くなります。

その原因は一律ではありませんが、水温が上昇した結果、酸素が水中に溶解しにくくなることが原因と考えられることもあります。（酸素＝気体は、水温が低いほど溶解しやすくなり、水温が高くなるほど溶解しにくくなります）

第4章

騒音・振動・悪臭対策

公害とは何か

環境保全に関する施策の基本事項を定めている「環境基本法」では、次の7つを公害と定めており、これらをまとめて、俗に「典型7公害」と呼んでいます。

環境基本法で定義される「典型7公害」

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤の沈下	悪臭
------	------	------	----	----	-------	----

この章で説明する騒音・振動・悪臭については、各々に規制法律が定められていますが、以下のとおり、「事業活動に伴って発生するものを規制対象としている」「各行政機関の役割分担がおおむね似通っている」という共通点をもっています。

騒音・振動・悪臭の各規制法の概要

法令名	騒音規制法	振動規制法	悪臭防止法
	昭和43年制定	昭和51年制定	昭和46年制定
規制対象	工場及び事業所における事業活動などに伴って発生するものを規制対象とする。(騒音・振動については自動車も対象。) よって、家庭から発生するものについては規制対象外。また、事業活動のすべてが対象となるわけではなく、特に生活環境に著しい影響がある機器等が規制対象として定められている場合がある。		
役割分担	国	規制対象となる機器の指定など	
	県	常時監視、関係行政機関への協力要請など	
	市	市域における規制区域や基準の設定など	

上記の「規制対象」が示すとおり、不快と感じるもの全てが法の規制対象となっているわけではないこと、不快と感じる度合いが人によって異なることなどが、公害対策の難しさの一つであるとも言えます。

騒音・振動対策

騒音規制法・振動規制法に基づき、市が実施している業務は概ね以下のとおりです。

市が実施している騒音・振動に関する業務

業務名	概要
規制基準・区域の指定	事業活動をするにあたり、事業者が遵守すべき騒音や振動に関する基準を、市告示により設定しています。 基準は市内一律ではなく、例えば住宅が集中している地域はより厳しい基準を設定する等、区域分けをおこなっています。
特定施設等に係る届出等の処理	特定施設（＝著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるもの）や、特定建設作業（＝政令で定める工事用重機を用いた建設作業）は、届出が義務付けられています。 届出者に対しては、周辺の環境に配慮した作業の実施や、周辺住民への周知徹底の指導をおこなっています。
自動車騒音監視業務	騒音規制法第 18 条の規定に基づき、平成 24 年から、毎年自動車騒音の調査をおこない、結果を環境大臣に報告しています。 調査結果は以下のとおり。

■過去五か年の自動車騒音監視業務

年度	監視期間	測定路線	延長	環境基準
R02	R02. 11. 17-11. 18	県道玉名八女線（立花町白木～本村）	8. 5km	達成
R03	R03. 11. 16-11. 17	県道唐尾広川線（鶺池～今福）	2. 7km	達成
R04	R04. 11. 29-11. 30	一般国道 442 号（長野～納楚）	4. 9km	達成
R05	R05. 11. 08-11. 09	県道八女瀬高線（納楚～鶺池）	4. 0km	達成
R06	R06. 11. 11-11. 12	一般国道 3 号（吉田～納楚）	2. 7km	未達成

環境基準は第 11 章参考資料参照

騒音・振動に関する相談が市民の方から寄せられた場合は、職員が出向き現地調査し、原因者に対して操業上の注意をしています。

しかし、以前から保たれていた生活環境のバランスが崩れた場合のトラブルについては、解決が非常に困難なものになってしまっているのが現状です。（例：既存工場近くに建設された、新興住宅に居住する方からの相談など。）

悪臭対策

悪臭問題は典型的な「感覚公害」であり、同じ臭いであっても、感じ方や受忍限度には大きな個人差があるのが特徴です。

特定の施設の悪臭問題など、継続的に相談が寄せられる場合は、保健所、事業所、及び地元住民の方々などの関係者と、課題解決に向けた協議を重ねています。

この章のはじめで述べた、悪臭対策の基本法律である「悪臭防止法」では、大別して2パターンでの規制方法が定められています。

1つ目は、特定悪臭物質を規制するものです。アンモニア等の22物質について、その排出濃度基準を設けて規制します。しかしこの手法は、不快と感じても物質の濃度が基準値内であることがあるなど、感覚とのズレが生じることがありました。

そこで、平成7年に悪臭防止法が一部改正され、臭気指数規制を定めることが可能となります。臭気指数規制とは、人の嗅覚により悪臭を測定する方法であり、八女市でも一部地域においてはこちらの規制手法を採っています。

悪臭防止法に基づく2つの規制手法と、八女市の規制状況

規制手法	特定悪臭物質の濃度規制	臭気指数規制
	アンモニア等の22物質について、その排出濃度基準を設けて規制。	人の嗅覚により悪臭を測定し、その指数によって規制する。測定は外部の専門機関に依頼。
市における規制区域	黒木町、矢部村、星野村	旧八女市（H16.10.1～） 立花町（H17.10.1～） 上陽町（H18.10.1～編入に伴う）
規制内容※	A区域規制	臭気指数12
測定箇所	悪臭を発生させる事業所の敷地境界、排出口、排出水の3カ所。	

※詳細は第11章参考資料参照

なお、悪臭防止法第3条、第4条1項及び同条2項に関する事務※は、平成24年4月1日に県から市に権限委譲されました。※悪臭の規制区域や規制基準を定める事務。

八女市では、悪臭発生源の周辺パトロールや、必要に応じて悪臭防止法に基づく臭気測定を実施するなどして、悪臭防止に努めています。